

令和3年度 専門職大学院法務研究科（法科大学院）（C日程入試）

民事訴訟法・刑事訴訟法

注意事項

以下をよく読んで、間違いのないように受験してください。

1. 試験開始の合図があるまで、問題を開かないでください。
2. この問題冊子の3~6ページに問題が掲載されています。落丁、乱丁、印刷不鮮明などの箇所がある場合には申し出てください。
3. 解答用紙は民事訴訟法につき1枚（そのI）、刑事訴訟法につき1枚（そのII）、合計2枚です。解答用紙の追加は認めません。
4. 試験開始の合図があったら、すべての解答用紙に受験番号を記入してください。
5. 解答は必ず解答用紙の所定の場所に記入してください。
6. 解答用紙には、黒鉛筆（シャープペンシル可）の他、黒または青の万年筆・ボールペンを使用してもかまいません。
7. 文字ははっきり、ていねいに書いてください。解答の文字が読みにくい場合、点を与えないことがあります。
8. 試験中、使用していない解答用紙は机の上に裏返しにしてください。

[このページは空白です。]

民事訴訟法（配点 50 点）

I. 次の文章は、訴訟上の和解に関する記述である。文章中の空欄【ア】～【ウ】に当てはまる語句として最も適切なものはなにか、答えなさい（ただし、同一の記号には同一の語句が入る。）。また、下線部分の事項にかかる民事訴訟法の条文番号として最も適切なものはなにか、答えなさい。

(配点：16 点)

訴訟上の和解が成立するまでには、裁判所が当事者双方に和解を勧告し（「和解の勧試」という）、和解案を提示することが多い。裁判所は、訴訟がいかなる程度にあるかを問わず、和解を試み、又は受命裁判官若しくは受託裁判官に和解を試みさせることができる。

【ア】と比較すると、訴訟上の和解には、紛争解決に要する時間と労力を節約できる、実情に応じた柔軟な解決を得られる、任意の履行も期待しやすい等の利点がある。しかし、和解の勧試をする裁判官と【ア】を言い渡す裁判官とが原則として一致する現行制度の下では、留意すべき点もある。たとえば、当事者が【ア】を望んでいるのに裁判所が強引に和解を勧めることは、裁判の拒否になりかねない。また、裁判所が【イ】を開示せずに和解を勧めた場合、当事者にとって、提示された和解案と予測される【ア】内容を比較して、いずれが有利かを判断することが困難であるため、当事者が和解案を受け入れたとしても、必ずしも合理的な意思に基づくものとは言えない場合もあり得る。

和解が不調に終わった場合には、和解期日において提出された資料は、【ウ】期日において当事者があらためて提出しない限り、【ア】の基礎とすることができない。この点、和解の手続において形成された裁判官の【イ】を排除することができるか、事実上の影響が残らないかといった点は、課題となろう。

II. 受訴裁判所が主宰する弁論準備手続で行える訴訟行為の例を 3 つ挙げなさい。

(配点：12 点)

III. 甲野は、乙原を被告として、貸金100万円の支払いをもとめて訴えを提起し、1年後、全部認容判決を得て、同判決は控訴期間の経過により確定した。数か月後、今度は、乙原が甲野を被告として、同貸金債務100万円の不存在確認の訴えを提起した。乙原は、「前訴でも主張したが、交付を受けた貸金は40万円だけである。なお、前訴判決を受けたこともあり、判決後に、その40万円については全額を甲野に弁済した。」と主張している。これに対して、甲野は、「前訴の判決後も、乙原からは1円たりとも支払いは受けていない。」として争っている。裁判所は、どのような審理をして、いかなる結論を出すべきか。8行程度で説明しなさい。

(配点：22点)

刑事訴訟法（配点 50 点）

I. 次の文章の空欄ア～キに当てはまる最も適切な語句は何か、空欄①～③に当てはまる最も適切な刑事訴訟法の条文は何か、それぞれ答えなさい（条文を記載する際には、必要に応じて、条、項、号、本文・ただし書、前段・後段まで特定すること。）。なお、同一の記号には同一の語句が入る。

（配点：30 点）

公判前整理手続は、充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うため、事件の（ア）及び（イ）を整理する手続であり（①），被告人又は弁護人は、（②）所定の（ウ）義務を負うのであるから、公判期日においてすることを予定している主張があるにもかかわらず、これを明示しないということは許されない。

公判前整理手続終了後に新たな主張を制限する規定はなく、公判期日で新たな主張に沿った被告人の供述を当然に制限できるとは解し得ないものの、公判前整理手続における被告人又は弁護人の（エ）の明示状況（裁判所の（オ）による（カ）の状況を含む。）、新たな主張がされるに至った経緯、新たな主張の内容等の諸般の事情を総合的に考慮し、前記（ウ）義務に違反したものと認められ、かつ、公判前整理手続で明示されなかった主張に関して被告人の供述を求める行為（質問）やこれに応じた被告人の供述を許すことが、公判前整理手続を（キ）ものと認められる場合（例えば、公判前整理手続において、裁判所の（オ）にもかかわらず、「アリバイの主張をする予定である。具体的な内容は被告人質問において明らかにする。」という限度でしか主張を明示しなかった場合）には、新たな主張に係る事項の重要性等も踏まえた上で、公判期日でその具体的な内容に関する質問や被告人の供述が、（③）により制限されることがあり得る。

II. 以下の事項に関し、関係する条文があるときはそれを指摘しつつ、各問の末尾に示された行数以内で説明しなさい。

（配点：20 点）

1. 事件単位の原則の意義とその根拠（4行）
2. 接見指定制度の制度趣旨並びに刑事訴訟法39条3項の「捜査のため必要があるとき」の意義及び具体例（8行）

[このページは空白です。]